管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二日

奈良県人事委員会委員長　栗　山　道　義

**奈良県人事委員会規則第十九号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察署の項中

「

| | |
|---|---|
| 署長（人事委員会の定めるものに限る。） | 三　種 |

」を

「

| | |
|---|---|
| 署長（人事委員会の定めるものに限る。） | 二　種 |
| | 三　種 |

」に改める。

**附　則**

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。